

# その認識正しいの？ —少年法の真実とは—

宮城県仙台第三高等学校 33班

## 1. 背景と目的

現在の犯罪白書によると、非行少年の人数は減少しているが、再非行少年率は依然として横ばいになっている  
→この状態を減少へと改善していきたい

## 2. 仮説1

再非行少年率が高いのは少年法が上手く機能していないのではないか

## 3. 検証1

- 1.少年法の読み解き 2.少年事件の件数の現状把握  
3.少年法の厳罰化による更生への影響 の作業を行った。

1,

2,

検挙人員は減少しているが、再非行少年の人数は検挙人員に比べて緩やかに減少しているため再非行少年率がほぼ横ばいで推移している。

- 3, アメリカで少年法の厳罰化を行ったという先例がありその結果について以下に記す。

適用年齢、重大事件としての基準の引き下げ



社会的差別・排斥の増加、少年の精神状態の悪化



社会復帰が困難になり、再犯に至ってしまう

以上から考えると、少年法に問題はなく、むしろ必要不可欠と考えることができる

## 4. 仮説2

少年犯罪の再犯率が高いのは、少年法に課題があるのではなく少年院といった更生施設や更生環境に課題があるのではないか

## 5. 検証2

①少年が罪を犯した後に送られるのは、  
他国…収監施設  
日本…少年院(収監施設+複数の児童福祉施設)  
→日本ののみの独自のシステム  
(最近は米国をはじめとする先進諸国でも同様の施設が登場してきた)

②少年の再犯者率…31.7% (↓)  
成人の再犯者率…47.9% (↑)

差が顕著に見られる

→この差について、少年院内の職業訓練指導や更生を目的としたカリキュラムによるものと考えられる  
(少年院のほうが刑務所に比べて刑務作業もなく、より更生に力を入れている)

## 6. 考察

検証1より、少年法はうまく機能していた  
検証2より、青年の再犯者率に比べて再犯者率が減少していた

そのため私達は、

少年法について多くの人に理解してもらい、包括的に支援することが大切である

ということを知らせる必要があると考えた



## 7. 探求を通して

自分たちが今まで持っていた少年法や少年事件に対する価値観が一変しました。  
探求に協力していただいたみなさんありがとうございました。

## 参考文献

- 1) 令和5年度版犯罪白書本文
- 2) 葛野尋之教授（立命館大学）「アメリカ少年法の失敗になにを学ぶか」
- 3) 服部達也教授（京都産業大学）「犯罪者・非行少年の再犯・再非行のない社会を目指すには？—「おかえり」と迎え入れられる社会の実現へ—」